

## 第1 計画策定の趣旨

### 1. 策定の考え方

現計画である「第3次北広島町農業振興計画」は、平成29年3月に策定され、本年3月で8年が経過しました。

この間、農業・農村・食料をめぐる動きは、新型コロナウイルス感染症対策の取り組み、不安定な海外情勢等による国際環境の変化による農業資材の高騰、農業従事者の高齢化、食料安保を踏まえた食の安全・安心への対策等の農政展開が大きく変化する中で、いかに地域の農業を維持していくかが大きな課題となっています。

本町の農業・農村を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化及び5年水張問題等による遊休農地の拡大、有害鳥獣被害の増、資材高騰による生産コストの増などの厳しい状況に直面しており、持続可能な農業に向けて、いかに対策をしていくかが重要です。特に農業後継者の不足は、持続的な農業経営ができなくなるだけでなく、一部において集落機能の維持自体が危惧されており、大きな課題となっています。

こうした情勢のなか、本町の農業の持続的な発展を目指すために、「第2次北広島町長期総合計画・【改訂版】」との整合性を図りつつ、現計画下における本町農業の現状と課題を整理するとともに、農業従事者、住民、関係団体、行政等が連携、協力し、さまざまな取り組みを総合的に実施していくために、現行の北広島町農業振興計画を見直し、新たに策定するものです。

### 2. 計画の位置付け

本計画は、令和4年3月に策定したまちづくりの基本指針である「第2次北広島町長期総合計画・【改訂版】」を本計画の上位計画と位置付け、本町における農業振興の基本指針とします。

### 3. 計画期間

計画期間は、令和7年度（2025年度）から令和16年度（2035年度）までとしますが、社会情勢及び農業・農村をとりまく状況の変化等を考慮し、おおむね5年後に所要の見直しを行います。

## 第2 北広島町農業の概要

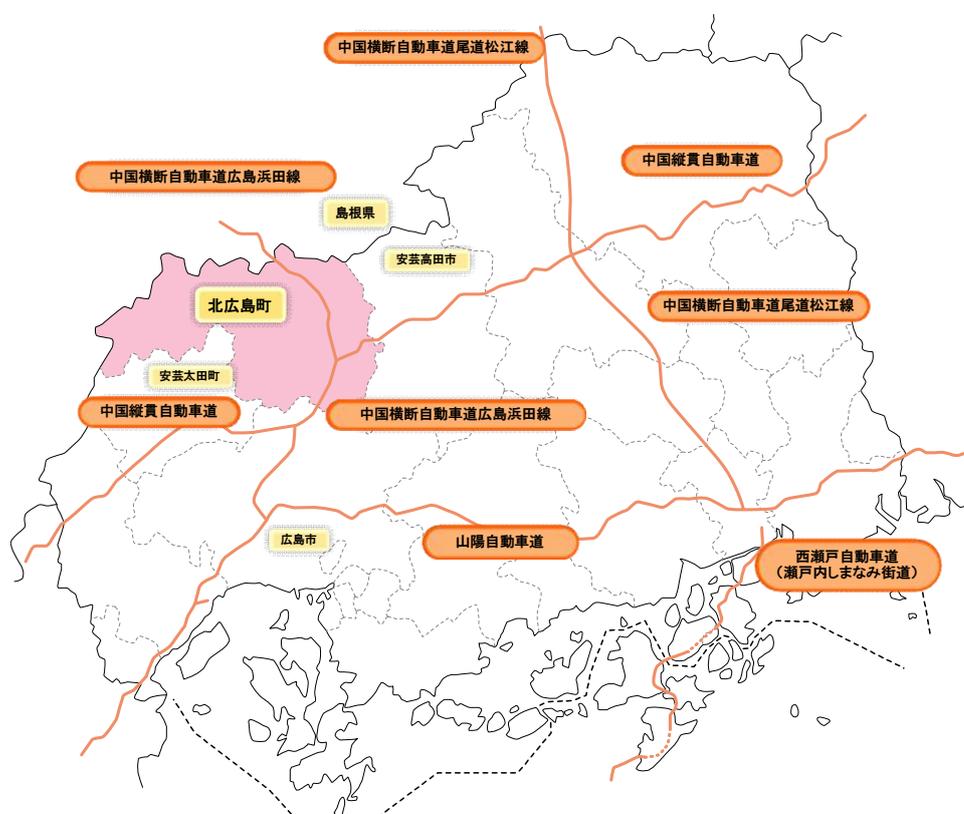
### 1. 地勢・気候

本町は、広島県の北西部である芸北地域のほぼ中央に位置し、町の北及び西は中国山地の稜線が連なり、それを境に北は島根県に接し、東は安芸高田市、南は安芸太田町や広島市に接しています。耕地の標高は200m～800mに幅広く分布しており、盆地状にまとまった農地と多くの山間棚田が点在する典型的な中山間地域です。

気候は、2015年から2024年までの気象庁大朝観測所の記録によると、年間平均気温が12.5度、年間平均降水量は1,933mmとなっています。

冬期の気温は瀬戸内沿岸部に比べ低く、町域の北部になるにつれ積雪量が多くなるとともに、夏期は比較的冷涼で、寒暖差の大きい中国山地内陸性の特性を有しています。なお、町域が広く標高差も大きいため気候の地域差も大きくなっています。

本町における主な道路網としては、中国縦貫自動車道（中国自動車道）と中国横断自動車道広島浜田線（浜田自動車道）の高速道路と、一般国道186号、191号、261号、433号などが通り、インターチェンジが2箇所設置されるなど、山陰山陽の中間地点における交通の要衝となっています。



## 2. 農業の現状

### (1) 農業者の状況

総農家戸数は1,916戸、その内販売農家戸数は1,197戸で、年々減少が続いており、販売農家戸数は平成27年に比べ約43%の減少となっています。

また、農業従事者を年齢構成別にみると70歳以上の階層が多く、さらに、出生者数を住民基本台帳でみると、令和5年度出生者数(80人)・出生率(4.66人/千人)ともに令和元年以降横ばいとなっており、出生率は全国及び県と比較して低い数値で推移しています。

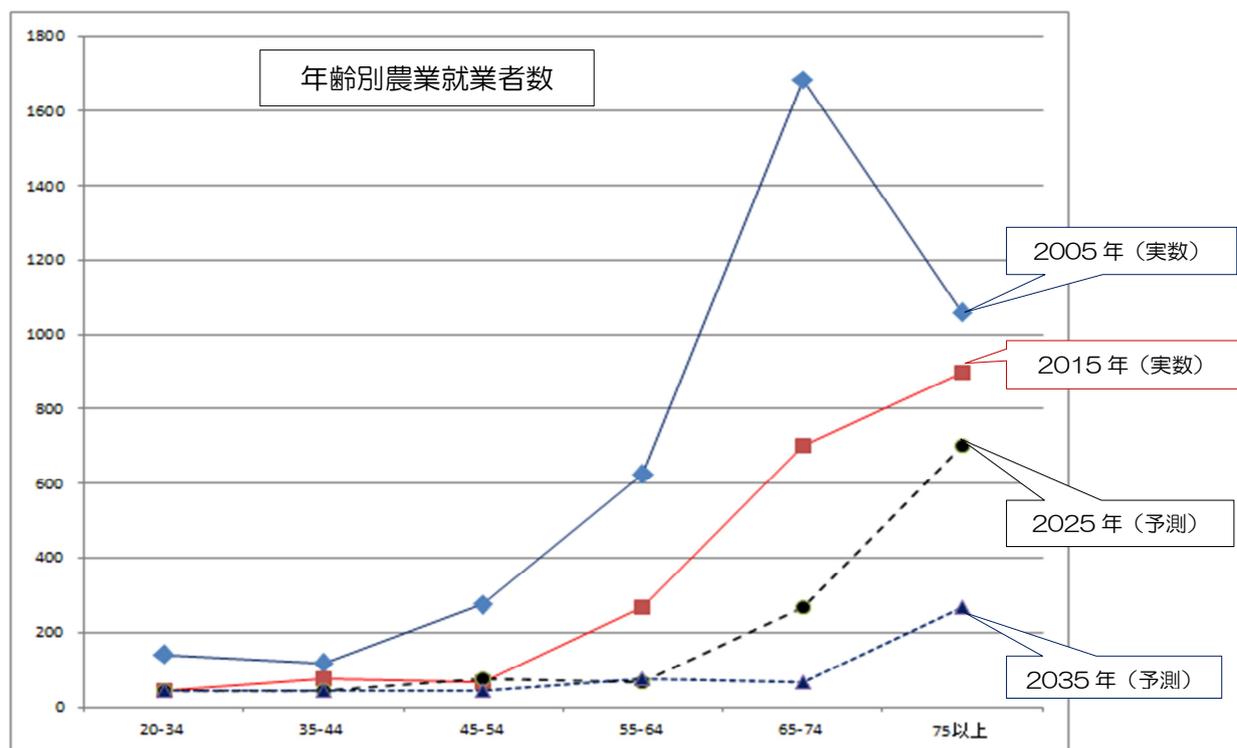
【統計数字は特に示さない限り2020年(令和2年)農林業センサスの調査数値による。以下同じ】

### 農家数の推移

(単位:戸)

年次	総農家数	販売農家数	自給的農家数
2000年 (平成12年)	4,067	3,480	587
2005年 (平成17年)	3,753	3,143	610
2010年 (平成22年)	3,317	2,588	729
2015年 (平成27年)	2,890	2,110	780
2020年 (令和2年)	1,916	1,197	719

資料:農業センサス

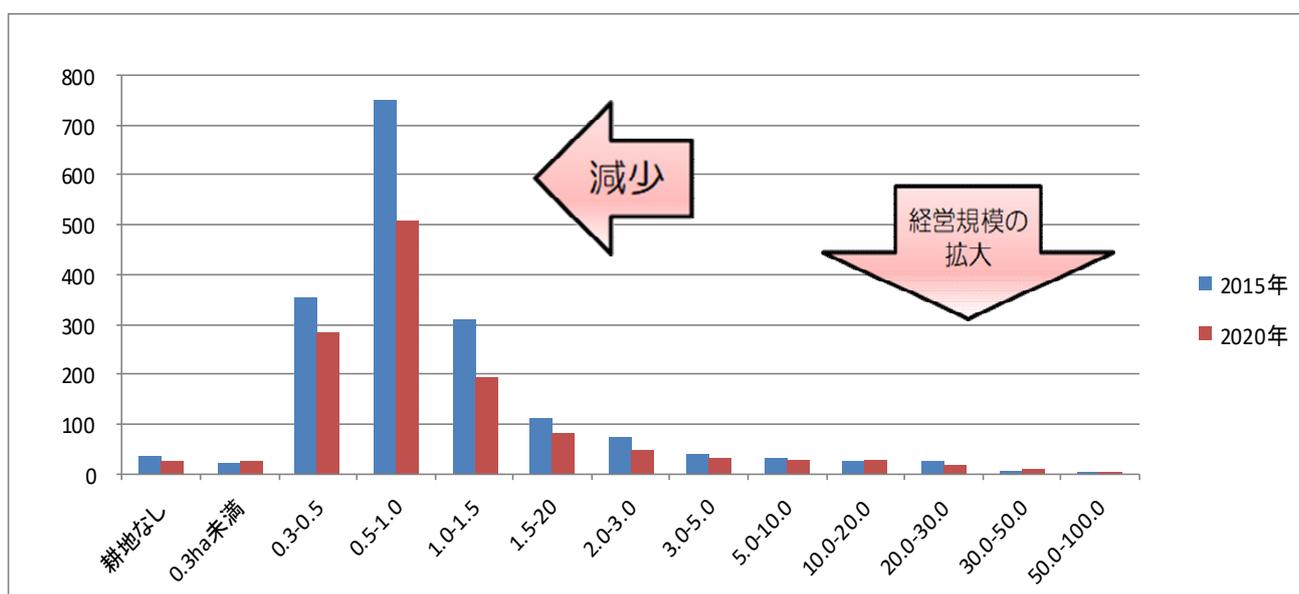


## (2) 農地の状況

総農家の経営耕地面積は、2,703haであり、販売目的の作付（栽培）面積は2,282haとなっています。また農業経営体数は、1,286経営体で、2015年度と比較して500農業経営体の減少する中で、10ha～20haの経営体数が4経営体増、30ha～50haの経営体数が5経営体増となっており、法人化及び認定農家等の農地集積による経営面積の規模拡大も一部において進んでいます。

	耕地なし	0.3ha未満	0.3-0.5	0.5-1.0	1.0-1.5	1.5-2.0	2.0-3.0	3.0-5.0	5.0-10.0	10.0-20.0	20.0-30.0	30.0-50.0	50.0-100.0	計
2015年	35	22	353	750	310	110	74	41	32	26	25	7	1	1,786
2020年	25	26	282	508	194	81	46	34	29	30	18	12	1	1,286
増減	△10	4	△71	△242	△116	△29	△28	△7	△3	4	△7	5	0	△500

経営耕地面積規模別経営体数比較



(3) 農業生産の状況

農作物別の耕作面積では、水稲が全作付面積の約61%で最も多く、次いで野菜、飼料作物の順になっています。

農業販売額の主なものは米2,130百万円、野菜1,970百万円、畜産3,000百万円になっています。

○令和5年度 水田利用状況

項目	合計		芸北		大朝		千代田		豊平	
	面積(ha)	割合	面積(ha)	割合	面積(ha)	割合	面積(ha)	割合	面積(ha)	割合
水田面積(水張)	3,064.74		677.14		555.40		1,118.54		713.66	
主食用水稲作付面積	1,884.41		394.40		376.31		663.53		450.17	
転作作物等作付面積	1,180.33	100.0%	282.72	100.0%	179.10	100.0%	455.02	100.0%	263.49	100.0%
加工用米(含米粉)	133.94	11.3%	0.00	5.7%	35.94	20.1%	94.38	20.7%	3.62	1.4%
飼料作物(含試料用米)	168.91	14.3%	81.47	28.8%	25.16	14.0%	42.97	9.4%	19.31	7.3%
稲発酵粗飼料	65.17	5.5%	0.00	0.0%	21.21	11.8%	12.78	2.8%	31.18	11.8%
小麦	69.33	5.9%	0.00	0.0%	0.00	0.0%	68.90	15.1%	0.43	0.2%
大豆	12.11	1.0%	0.63	0.2%	0.33	0.2%	4.34	1.0%	6.81	2.6%
そば	50.30	4.3%	5.53	2.0%	0.27	0.2%	0.02	0.0%	44.48	16.9%
花き・花木	12.40	1.1%	4.40	1.6%	1.32	0.7%	3.71	0.8%	2.97	1.1%
景観形成	11.60	1.0%	3.29	1.2%	3.78	2.1%	1.65	0.4%	2.88	1.1%
地力増進作物	1.58	0.1%	0.24	0.1%	0.14	0.1%	1.11	0.2%	0.09	0.0%
トマト	9.82	0.8%	5.62	2.0%	0.23	0.1%	3.63	0.8%	0.34	0.1%
キャベツ	30.47	2.6%	6.35	2.2%	0.14	0.1%	7.29	1.6%	16.70	6.3%
その他野菜	164.53	13.9%	35.02	12.4%	25.97	14.5%	64.55	14.2%	38.99	14.8%
果樹	32.91	2.8%	5.07	1.8%	8.28	4.6%	15.01	3.3%	4.55	1.7%
自己保全管理	361.68	30.6%	120.23	42.5%	47.48	26.5%	117.68	25.9%	76.29	29.0%
調整水田	14.15	1.2%	4.33	1.5%	2.88	1.6%	3.13	0.7%	3.81	1.4%
その他	41.43	3.5%	10.54	3.7%	5.97	3.3%	13.88	3.1%	11.04	4.2%

### 3. 国及び県の動向

国においては、令和6年6月に「食料・農業・農村基本法」が改正されました。新たな基本法では、食料安全保障の強化、環境と調和のとれた食料システムの確立、農業の持続的な発展のための生産性の向上、農村における地域社会の維持などの方向性が示されました。また、農業経営基盤強化法において、地域での話し合いにより目指す将来の農地利用の姿を明確化する「地域計画」の策定が位置付けられました。

広島県においても、「2025広島県農林水産業アクションプログラム」を策定し、「地域の核となる企業経営体の育成」・「スマート農業の実装等による生産性の向上」、「新規就農者等の新たな担い手の確保・育成」、「担い手への農地集積と基盤整備」、「中山間地域農業の活性化」等を目標にかかげ、「生産性の高い持続可能な農林水産業の確立」に向けて取り組むとしています。

### 第3 農業振興の基本的な方向

北広島町には、優良な農地と水・森をはじめとした豊かな自然環境があり、これらの素晴らしい資源を効果的に活用しつつ、次の世代に継承をしていく必要があります。また、農業は本町にとって基幹となる産業であり、その持続的発展のためには、農業者を始め地域全体として、関係者が一体となった取り組みが大切です。

しかしながら本町の将来人口は国立社会保障・人口問題研究所における予想では、2035年（令和16年）に14,824人（2015年「平成27年」）対比△4,094人とされており、現在農業就業者人口の65歳以上が8割を占めている状況から、本町の農業の持続発展・地域の衰退が大きく懸念される状況です。

このため、本町の農地の維持なくして地域の活性化はない状況をふまえ、再圃場整備及びスマート農業の推進、お米を核とした町づくり・米どころ北広島町の推進、新たな商品開発・販路拡大による農業者の収益拡大、町内外からの新規就農者等の新たな担い手の確保・人材育成及び農業振興策と他の施策の連携を行い、農地保全・持続可能な農業経営・産地強化及び地域の活性化の取り組みを行うことを目標に掲げ、第2次北広島町長期総合計画【改訂版】のめざすまちの将来像である【新たな感動・活力を創る北広島～人がつながり、チカラあふれるまち～】の実現に向けて、現状と課題を明らかにし、今後取り組むべき施策の基本的な方向を次の通り定めます。

#### ■北広島町農業の課題

今後10年間においては、高齢化に伴う人口減・農業従事者減が見込まれ、荒廃農地の増加、畦畔・水管理等を含めた圃場の再整備及び老朽化した農業用施設への対策、新たな担い手を含めた人材育成及び産地の強化への対策が必要。

#### ■北広島町農業振興計画での重点対策

再圃場整備及びスマート農業の推進による生産基盤の強化、お米を含めた農産物の情報発信等による北広島町ブランディングの推進・構築及び新たな商品開発・販路開拓等による農業者の収益拡大、新規就農者等の新たな担い手の確保等の人材育成等による産地強化及び農業振興と他の施策との連携を行い、農地保全・持続可能な農業経営・産地強化・地域の活性化に取り組む。

## 1. 農用地の保全と集積

### (1) 現状と課題

農業従事者の高齢化に伴う後継者不足や担い手の減少及び不在地主の増加などにより、草刈り等の畦畔管理も含め、農地の継続的利用が困難となる農地が増加している状況です。

遊休農地の増加は、農地や景観の保全、鳥獣被害の防止の観点から、これらの解消が大きな課題となっています。

一方、集落型農業法人等への担い手農家への農地利用集積については、町内水田の約45%が農地中間管理機構等を利用した賃貸借等により利用集積されていますが、条件不利圃場については、集積困難の声もある状況です。

今後、高齢化及び後継者不在により農業従事者の減少する中で、農地についてどのように整備・維持し有効な活用を図るかが課題となっています。

### (2) 対応方向

農業生産の基盤である農地は、本町の重要な資産として次世代に継承する必要があり、農業振興のためには長期的かつ計画的な土地利用を図り、遊休農地となることを防がなくてはなりません。

そのためには、農地パトロールによる保全すべき農地の明確化、再圃場整備による省力化、日本型直接支払制度を活用した農業水利施設の適正な保全管理、有害鳥獣対策による農地保全をするとともに、意欲ある多様な担い手に対し、地域の合意を得ながら農地の貸借等による利用集積を促進し、現在ある優良農地の有効活用とその機能を発揮するための施策を推進します。また、地域での話し合いにより、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する「地域計画」の策定を通じて、法人間連携・大型農家連携・地域営農集団連携等の担い手ネットワーク組織の連携の推進により、農地集積、農地の分散錯圃解消に向けて取り組みます。

## 2. 多様な担い手の育成

### (1) 現状と課題

農業従事者の高齢化に伴い、将来、農家の数は長期的には減少することが予想されます。現在農業従事者は65歳以上の方が約8割を占めている状況ですが、本町の人口も減少していく中で、高齢の農業者自体も減少のフェーズに入っています。また法人等の担い手農家においても後継者が不足しており、この状況が続けば、今後は加速的に担い手の高齢化・減少が進み、農業の担い手問題は深刻な状況となります。

本町の基幹産業である農業を守っていくためには、新規就農者等の担い手の確保及び支援等は重要であり、優れた経営感覚をもった多様な担い手の育成を地域ぐるみで行う必要があります。このように後継者の不在は単なる個々の経営の問題だけでなく、産地及び集落の存続に係る大きな課題となっており、新規就農者

を始め、多様な担い手の人材育成により、農業及び地域の活性化に取り組む必要があります。

加えて不安定な海外情勢等による農業資材費の高騰及び人材確保対策も課題となっています。

## (2) 対応方向

新規就農者の研修制度・初期投資軽減支援・経営安定支援等の新規就農総合対策事業の推進及び意欲ある新規就農者の集落及び産地としての受け入れ体制を充実させるなどして、新規就農を希望する青年の確保と育成対策を図ります。

認定農業者である大型専業農家及び集落型農業法人・企業体等の経営基盤の強化・連携・人材確保等の担い手支援対策を推進します。併せて、個別経営体から法人経営、株式会社等への転換による経営・雇用体制の強化を推進します。また、小規模農業者の生産コストの低減のため、農作業受託機能を持った地域農業集団の育成を行うとともに、より効率的な経営が可能な集落型農業法人の設立支援を引き続き行い、集落営農を発展させる仕組みづくりを推進します。

また、地域計画に位置付けられる「多様な担い手」への支援についても検討していきます。農業経営の改善や効率化につながる取り組みである GAP (Good Agricultural Practices : 農業生産工程管理) の認知度向上に努めます。

## 3. 環境に配慮した農業形態の実現

### (1) 現状と課題

国は「みどりの食料システム戦略」を策定し、持続可能な食料システムの構築に向け、農業分野でも環境負荷の低減や地域資源の有効活用が求められている中で、本町においても、環境にやさしい農業を推進し、持続可能な農業を推進していく必要があります。

堆きゅう肥投入による土づくりの環境保全型農業の取り組みは、町内4か所にある堆肥センターを中心に生産された良質の堆きゅう肥をそれぞれ地区内の農地へ還元し、畜産環境保全に向けて取り組みをしています。

### (2) 対応方向

家畜糞尿の適切な処理による良質な堆きゅう肥の生産、流通促進と土づくり資材としての利用促進、水田放牧及び人と環境にやさしい農業の普及に向けて取り組み、耕畜連携や環境保全型農業の取り組みを推進します。

さらに、農業は農産物の供給だけでなく、多様な機能を持っており、生物多様性保全及び農村環境保全効果の高い営農活動を推進します。

また、環境にやさしい農業により生産された農畜産物の学校給食への提供を目指していきます。

## 4. 農畜産物のブランド化及び販売

### (1) 現状と課題

水田農業地帯である本町農業における主食用水稻の作付面積は1,884ha、生産者数は約2,000戸であり、ともに町内で一番多い作目です。

園芸品目としては、冷涼な気候を活かしたトマト、ミニトマト、ホウレンソウ、キャベツ、花壇苗生産が、1億円または2億円を目指す産地となっています。

畜産については、良質な畜産物を生産する肉用牛経営及び酪農経営が行われているとともに、大型の企業経営を行う養鶏業及び養豚業が行われています。

水稻については、全日本お米グランプリ in 北広島町の開催と併せて、北広島町産米の認知向上等に取り組むことが必要です。また園芸品目については、ハウス等の農業資材費の高騰及び後継者不足による栽培面積減等への対策、畜産においては、自給飼料の確保及び家畜伝染病により経営の継続が脅かされないための十分な体制づくりが課題となっています。また、令和8年度開通予定の芸北広域営農団地農道を利用した産地強化・広域流通等の農業振興の取り組みについて、検討・推進していく必要があります。

### (2) 対応方向

水稻については「米どころ北広島町」の実現に向けて、全日本お米グランプリ in 北広島町の開催と併せて、「米どころ北広島町発信プロジェクト」の推進及び米の観光資源化「北広島町おこめのわわわプロジェクト」の推進による米のブランディング情報発信の取り組みを推進します。併せて水田の持つ生産能力と多様な機能を活かしつつ、生産力向上・農地集積・作業間連携等によるコスト低減対策等により、所得向上・経営基盤の強化・良質米生産を推進します。

1億円または2億円を目指す園芸品目については、本町の気候や地域特性を生かした産地強化及び高品質生産と高付加価値をつけた販売活動を支援し、より競争力のある産地への発展を推進します。さらに、それらを統合した北広島町ブランドの構築を推進します。

畜産においては、圃場整備済の水田を活用した自給飼料の確保、優良保留牛の確保及び家畜伝染病等への十分な防疫体制づくりの強化を推進します。

また、芸北広域営農団地農道を利用した農業振興策の推進をしていきます。

## 5. 交流と共生の推進

### (1) 現状と課題

町内の産直市は都市と農村の交流拠点施設等を中心に設置され、農産物の直接販売が行われており、町内主要産直市は約4億円の売上額の状況ですが生産者の高齢化に伴い減少傾向にあります。

農産物の出荷量減少への対策及び冬期間等における安定的な品目の確保が大きな課題であるとともに、産地情報の発信や消費ニーズの把握等、消費者と生

産者間の情報伝達及び町内産直間連携の取り組みが十分とはいえない状況もあります。

また、都市と農村との交流活動については、地域または集落ごとに様々な取り組みがされていますが、高齢化とあいまって継続性が危ぶまれる取り組みも少なからずある状況です。

## (2) 対応方向

農業は農産物の供給のみならず、良好な自然環境と農村景観に大きな役割を担っています。生産の場と消費の場が近接している有利性を活かして、地産地消を推進していきます。

また作付時期の誘導により、季節毎に違う野菜の供給量安定に取り組みます。産地・生産情報の発受信（SNSの活用）により、安全・安心な食を求める消費者ニーズに応じて、互いの情報を交換することにより双方の利益と負担を分かち合え、都市と農村のお互いが心から交流できる取り組みを推進します。

## 6. 農業を支える基盤作り

### (1) 現状と課題

圃場整備から40年以上経過した地域もあり、圃場条件の悪化及び水路・農道等の老朽化への対策及び有害鳥獣被害への対策が大きな課題となっています。農業従事者が減少する中で、本町にあったスマート農業への取り組みをどのように推進するかも大きな課題となっています。

このような中、意欲ある多様な担い手が自らの所得向上のため、自主的かつ創意工夫をもって取り組むことができるよう経営環境の維持及び整備が必要となっています。

また、農業振興策を推進していく中で、令和8年度完成予定の芸北広域営農団地農道の活用に向けて取り組んでいく必要があります。

### (2) 対応方向

意欲ある多様な担い手に対しては、国及び県の助成制度の活用を図りながら、担い手が将来展望をしっかりと持ち、意欲的に経営発展に取り組むことができるように支援を行います。生産基盤の強化に向けて、再圃場整備の推進、スマート農業の推進、経営規模拡大支援及び鳥獣害対策を講じ、農地を利用する担い手が使いやすいよう維持及び整備を推進します。

また、本町の各地域の農業品目の産地強化・推進に取り組む中での芸北広域営農団地農道の活用について取り組みます。

## 第4 農業振興に関し講ずべき施策

### 【基本目標と施策体系】

農業振興の基本的な方向、現状と課題をふまえ、目指すべき農業振興の実現に向けて、5つの柱で構成される基本目標、またその基本目標を実現するための施策の方向性と施策により取り組めます。

【基本目標】	【施策の方向】	【施策】
1 農用地の保全と集積	(1) 優良農地の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地パトロールの実施及び遊休農地対策の推進</li> <li>・農業生産基盤の整備と保全の推進</li> <li>・鳥獣被害防止による農用地保全・被害防止の推進</li> </ul>
	(2) 農用地の有効利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排水対策の推進</li> <li>・水田放牧の推進</li> </ul>
	(3) 担い手への農地利用集積の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「地域計画」策定及び農地集積の推進</li> <li>・担い手間連携等による農地集積及び分散錯圃解消の推進</li> </ul>
2 多様な担い手の確保・育成	(1) 新規就農者の確保・育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業者大学校への就学支援の推進</li> <li>・新規就農総合対策事業（研修等）の推進</li> <li>・情報発信の充実</li> </ul>
	(2) 優れた経営感覚を持つ個別経営体の育成・確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定農業者の育成の推進</li> <li>・経営者の連携強化の推進等</li> </ul>
	(3) 集落営農の推進及び農業法人設立支援と連携の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域農業集団活動の推進及び法人への移行支援</li> <li>・集落型法人間の連携及人材確保対策等の推進</li> <li>・農地保全組織・経営組織作りの推進</li> <li>・農外企業参入のための環境整備</li> <li>・農業経営の法人化等の推進</li> </ul>
3 環境に配慮した農業形態の実現	(1) 資源循環型農業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堆肥等の自給飼料生産活用の促進</li> <li>・耕畜連携による資源循環型農業の推進</li> </ul>
	(2) 農地・水・環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境保全型農業の活動支援</li> <li>・学校給食への提供の推進</li> </ul>
	(3) 有機農業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有機農業に関する研修会等の開催</li> <li>・学校給食への提供に向けての検討</li> </ul>

【基本目標】	【施策の方向】	【施策】
<p>4 農畜産物のブランド化等の推進</p>	(1) 「米どころ北広島町発信プロジェクト」による北広島産米のブランド化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全日本お米がらプロジェクト北広島町開催による米づくりの推進</li> <li>・「米どころ北広島町発信プロジェクト」による認知度向上の推進</li> <li>・新たな商品開発による収益拡大の推進</li> </ul>
	(2) 園芸産地の維持等と形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業者支援による地域ブランドの維持と発展</li> <li>・生産者及び関係機関連携によるブランド構築</li> </ul>
	(3) 付加価値の高い農産物の生産・販売	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農産物の高付加価値化と販売の推進</li> <li>・6次産業化の推進</li> </ul>
	(4) 地産地消の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食育・地元農産物活用の推進</li> <li>・学校における食育の推進</li> </ul>
	(5) 畜産の振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自給飼料確保等の推進</li> <li>・畜産クラスターの推進</li> </ul>
	(6) 小規模農業者の育成と産地直売所間連携の展開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢、小規模生産者等への支援</li> <li>・産直間連携の推進</li> </ul>
	(7) 都市と農村の交流促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「米どころ北広島町発信プロジェクト」・「おこめの“わわわ”プロジェクト」等による体験・交流及び農産物ファン作りの推進</li> </ul>
	(8) 農業と他産業及び町内小中高校との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光産業等との連携の推進</li> <li>・町内小中高校への農業・体験講座等の実施</li> </ul>
	(9) 食と農業に関する情報発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページやSNS等を活用した北広島町農産物の情報発信の推進</li> </ul>
<p>5 農業を支える基盤づくり</p>	(1) 効果的な農業助成制度の適用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・効果的な農業助成制度の適用の推進</li> </ul>
	(2) 農業生産基盤の整備・強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再圃場整備及びスマート農業の推進</li> <li>・施設の整備・改良等及び防災・減災の推進</li> <li>・有害鳥獣対策の推進</li> </ul>
	(3) 農業振興の推進による芸北広域営農団地農道の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・稲作等の産地振興、担い手確保等の産地強化及び近代化施設等を利用した芸北広域営農団地農道を活用した、広域流通経路の検討及び町内循環の推進</li> </ul>
	(4) 集落機能の維持と発揮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定住等の他の施策との連携による推進</li> <li>・地域に根付き・未来を担う人づくりの推進</li> </ul>

## 1. 農用地の保全・集積

### (1) 優良農地の保全

優良農地の保全及び集積に向けて、以下の取り組みを行います。

#### ①農地パトロールの実施及び遊休農地対策の推進

- ・農地パトロールの実施による遊休農地の解消・発生防止の取り組みを推進します。
- ・保全すべき農地の明確化を図るため、再生利用困難な農地に対する非農地通知の発出・登記事務の取り組みを推進します。

#### ②農業生産基盤の整備と保全の推進

- ・再圃場整備事業により生産基盤の強化を図ります。
- ・国、県、町事業を活用した老朽化施設の整備・改良への支援を推進します。
- ・日本型直接支払制度を活用した、農用地・農業用施設の整備・長寿命化対策等の取り組みを推進します。

#### ③有害鳥獣対策による農用地の保全・被害防止の推進

- ・広島県鳥獣対策等地域支援機構（テゴス）と連携した地域ぐるみ対策の推進を図ります。
- ・防護柵設置等支援による被害防止対策の実施及び農地被害防止の取り組みを推進します。

### (2) 農用地の有効利用

#### ①排水対策の推進

- ・麦、大豆、そば等の土地利用型作物について、補助事業等を活用した作付の生産性を高める排水対策を推進します。

#### ②水田放牧の推進

- ・耕種農家及び畜産農家にとって経営上有利な利用方法の一つである水田放牧を推進します。

### (3) 担い手への農地利用集積の促進

#### ①「地域計画」策定及び農地集積の推進

- ・「地域計画」策定・更新等に伴う協議の場の運営等に取り組みます。
- ・「地域計画」実現に向けた農地中間管理機構を活用した、農地集積及び分散錯圃解消の取り組みを推進します。

#### ②担い手間連携等による農地集積及び分散錯圃解消の推進

- ・集落営農法人・認定農家等の各地域の担い手組織作りによる、集落を越えた担い手への農地集積、農地の分散錯圃解消、法人間連携、大型農家連携等の地域の実情に合った、新たな受け手の組織作り等の取り組みを推進します。
- ・地域まるっと中間管理方式等、地域ぐるみでの取り組みの検討を行います。

## 2. 多様な担い手の確保・育成

多様な担い手の確保・育成に向けて以下の取り組みを行います。

### (1) 新規就農者の確保・育成

#### ① 農業者大学校への就学支援の推進

・農業技術大学校の就学や担い手の求人についての情報提供を高等学校を含めて行うとともに、その支援を推進していきます。

#### ② 新規就農研修制度の推進

・実践的な新規就農研修制度を推進し、安心して研修を受けるために当該研修生に対して、国の研修支援制度を活用するとともに、研修支援交付金等の支援を行います。また、集落及び産地の先進農家に協力を仰ぎ、実践的な研修を推進していきます。

#### ③ 初期投資の軽減支援の推進

・新規就農研修制度により研修を修了した者が、経営計画の作成と指導体制の下、ビニールハウス等の導入においてリース補助事業を行うなど、国の事業等の活用を行いながら、初期投資支援事業による負担軽減対策を推進します。また、使われなくなる事業用資産（空きハウス等）を活用した初期投資費用の削減とともに、親族以外の第三者が譲り受けることにより円滑な経営継承を推進していきます。

#### ④ 就農から経営安定までの支援の推進

・新規就農研修制度により研修を修了した者が就農した場合については、一定期間において、国の支援を活用しながら、経営安定対策等の支援を推進していきます。また、住居及び優良農地の斡旋を行い、地域集落に円滑に溶け込めるよう支援を行います。

#### ⑤ 集落法人等の後継者確保支援

・新規就農研修制度により研修を修了した者が集落型農業法人の構成員となりその事業に参画する場合、または将来独立することを前提に親族以外の認定農業者に雇用される場合、一定期間において当該青年及び受入経営体に対し経営安定対策等の支援を推進していきます。

#### ⑥ 情報発信の充実

・本町の新規就農総合対策事業の取り組みについて、ホームページやSNS等の媒体を効果的に組み合わせ、研修状況及び就農状況を町内外に発信し、新たな担い手の確保に取り組みます。

### (2) 優れた経営感覚を持つ個別経営体の育成・確保

#### ① 農業経営者(認定農業者) 育成

・地域農業の主たる経営体として、経営感覚に優れた認定農業者の育成に向けて、関係機関と連携しながら支援を行います。また、地域の中心となる担い手への農地集積の推進・集約を図ります。

## ②産地を中心とした経営者の連携強化

・各生産者及び生産者組織自らが創意工夫し、価格競争に耐えうるコストの低減対策、価格競争に巻き込まれないための品質向上対策、需要に応じた取引ができるロットの確保対策等が重要なため、個々ではできないこれらの取り組みを各産地の生産者組織を中心に関係機関と連携を取りながら推進します。

## ③経営発展・生産基盤の強化

・担い手農家の持続的な経営発展に向けて、農業用機械・ハウス等の農業資材への支援及び企業的経営体の人材確保支援を行い、経営規模の拡大支援を推進します。また外国人労働者や農福連携へのバックアップ等について、情報の把握等を行います。

・GAPの取り組みについて、農業者はもちろん実需者及び消費者についても認知度を向上させるため、啓発に努めます。

## ④多様な担い手への支援の検討

・各地域においては、担い手以外も農地を守っている状況を踏まえ、地域計画に位置づけられる、「多様な担い手」への支援についても検討をしていきます。

# (3) 集落営農の推進及び農業法人設立支援と連携の構築

## ①地域農業集団活動の推進

・地域農業集団連絡協議会を通じ、集落営農の維持及び発展に資する研修等の活動を支援します。

## ②地域農業集団から集落型農業法人への移行支援

・農作業を受託する機能を有した地域農業集団においては、集落内の合意形成の下、生産及び販売活動がより効率的に運営できる集落型農業法人への移行を支援します。

## ③集落型農業法人の支援

・構成員の高齢化により不足する可能性がある農作業等のオペレータの確保・体制整備に向けて、オペレータ連携等の人材確保対策の取り組みを推進します。また、集落型農業法人間の連携を図ることにより、頻繁に利用しない機械の相互融通及び共同利用によりコスト低減を図り、農地保全と営農部門の2階立て組織等の体制づくり及び支援策についても検討します。

## ④農地の保全組織と経営組織づくりの推進

・農業者・地域の高齢化等により、草刈等の農地保全へ取り組めない集落の発生対策として、多面的機能支払制度・中山間地域等直接支払制度を活用した、集落の広域化による農地保全組織の推進及び保全組織が集積した農地を経営する集落型法人等の担い手組織づくり及び再圃場整備による畦畔の緩斜化の取り組み推進します。

#### (4) 農外企業参入のための環境整備

・企業の農業参入は、農業と産業の連携による地域農業の発展及び担い手が不足している地域においては農地の受け皿にもなることから、地元との用排水路及び農道の維持管理等の役割分担が円滑にできるように調整及び県とも連携しながら参入を推進するとともに、国及び県の支援策を基に参入環境の整備を支援し、農地の遊休農地化防止を図ります。

#### (5) 農業経営の法人化等の推進

・家族農業経営や個人農業経営が中心の認定農家等の戸別経営体について、法人化のメリットや手続き、法人経営に必要となる財務・労務管理に関する情報提供等により、農業経営の法人化や経営の多角化・複合化・統合等の推進を行い、雇用の確保及び経営基盤の強化に取り組みます。また、戸別経営体から法人経営、集落型農業法人から株式会社等への転換を進め、目標として個人経営体40ha、法人組織100haの経営規模を目指します。

### 3. 環境に配慮した農業形態の実現

#### (1) 資源循環型農業の推進

・「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づき、適正な家畜排せつ物の管理を維持するとともに、畜産経営における自給飼料生産への活用や耕種農家での利用など資源循環を促進します。また、広域流通を含めた耕畜連携を進め、耕種農家での堆肥等の利用等、資源循環型農業の活動を推進します。

#### (2) 環境保全型農業の推進

・環境に配慮した農業を推進していくことは、自然環境への負担を軽減するだけでなく、消費者に安全で安心な農産物を提供していくことにつながるため、水田等の生息環境の保全など、水田を中心とした里地里山の環境保全効果の高い、環境保全型農業の活動を支援します。また、学校給食への提供を推進していきます。

#### (3) 有機農業の推進

・有機農業に関する農業研修等の開催を行い、生産者の理解及び拡大を行ない、将来的には学校給食への提供を目指していきます。

### 4. 農畜産物のブランド化及び販売強化

#### (1) 「米どころ北広島町発信プロジェクト」による北広島町産米のブランド化

##### ①全日本お米グランプリ in 北広島町開催による米づくりの推進

・稲作文化が古くから継承される北広島町で、稲作文化の発信と全国からお

米が集まる大会の開催を通じて、全国の米生産者との情報交換等により、町内における米づくりの活性化を推進します。

②「米どころ北広島町発信プロジェクト」による認知向上の推進

・多くの人の参加による「米どころ北広島町発信プロジェクト」のイベント等の取り組みにより、米どころ北広島町の認知向上を推進します。

③新たな販路開発等による収益拡大の推進

・生産者及び各関係機関との連携による、新たな商品開発・新たな販路開拓・付加価値の創出・良質米生産技術の向上等の北広島町産米のブランド化等の取り組みを行ない、農業者の収益拡大を推進します。

(2) 園芸産地（地域ブランド）の維持と形成

・園芸作物においては、トマト、ミニトマト、ホウレンソウ、キャベツ、花壇苗が1億円または2億円を目指す品目として産地化しており、近隣の市場のみならず県外の市場においても高い評価を得ているため、それらを担う農業者の支援を行ない、地域ブランドの維持と発展を図ります。

さらに、これら町内に多く存在する個性ある産品について、それぞれの強みを生かしつつ、消費者ニーズに合った産品開発を生産者及び関係機関と連携しながら取り組み、北広島ブランドを構築します。

(3) 付加価値の高い農産物の生産と販売

①農産物の高付加価値化と販売

・本町の標高差等のそれぞれの地域特性を生かした、高品質な農産物の生産、標高差を利用した周年出荷体制等の構築とともに、流通関係者・消費者に対してPRをおこない、産地イメージの形成等に取り組みます。また、丹精込めた生産活動をする農家の情報をホームページやSNS等の様々な方法で消費者に周知していきます。

これらの農産物のマーケティング戦略の取り組みを関係機関が連携して行い、特に次世代の若い人たちにとって魅力ある産地づくりを推進します。

②6次産業化の推進

・農業者の経営多角化による所得向上を図るため、農業者が農産物の生産だけでなく、加工、販売までを一体的に行う6次産業化の取り組みを関係機関等と連携しながら支援をします。また、農産加工品の継続的生産と新たな開発の取り組みを推進するとともに、(一社)北広島町まちづくり会社はなえーる及び商工業者と連携し、加工品の開発と販売の取り組みを推進します。

③農産物生産への支援

・生産者が農産物生産の規模を拡大し、農業所得の向上に向けた取り組みの支

援を行うとともに、労働力確保についても支援を行うことができるように、関係機関と連携して取り組みます。

#### (4) 地産地消の推進

##### ①食育の推進

・地元農畜産物への理解を深めてもらえるよう、情報等の発信に取り組み、町内はもとより広島広域都市圏と連携した地産地消を推進します。

##### ②地元農産物の活用

・地元生産者と連携を取りながら、学校給食・各種医療機関等への地元産食材使用率の向上、地元産農畜産物の安定的な供給体制に向けて取り組みます。

##### ③学校における食育の推進

・学校教育において、農作物の栽培方法、食べ比べ、農業の大切さ、楽しさ、苦しみ等を学ぶ食育を農業者等と協力して実施します。

#### (5) 畜産の振興

##### ①自給飼料の確保

・酪農・肉用牛の生産基盤強化には、生産コストを多く占める飼料費の削減及び効率的な飼料生産等に向けて、飼料作物の生産は、優良品種を用いた草地改良を進めるとともに、青刈りとうもろこし・稲発酵粗飼料(WCS)や飼料米など水田を活用した、良質な国産飼料の生産・利用の拡大及び集落法人等の飼料生産組織との連携により、国産飼料の生産・利用の拡大を促すとともに、良質な飼料を低コストで生産する取り組みを推進します。

##### ②コストの低減及び省力化

・酪農においては、牛群検定を利用した個体管理により、乳質、乳量のみならず粗飼料利用性、繁殖性、生涯生産性等の向上を図るとともに、既存施設の活用・計画的な乳用後継者の確保・雇用就農等による人材確保及び搾乳ロボット・ICT等の新技術の実装を推進し、生産性の向上や労働負担の軽減を推進します。

肉用牛については、脂肪交雑及び増体だけでなく、繁殖性、生涯生産性等の高い繁殖牛の導入または自家保留及び肥育素牛導入補助金による北広島産肥育和牛の導入を行い、その遺伝能力が十分発揮できる飼養管理技術の普及並びにICT等の新技術の実装を推進し、生産性の向上や労働負担の軽減を推進します。また、畜産においては、家畜の飼養管理や衛生対策、飼料の生産・調製等多くの作業を伴うことから、その重い労働負担軽減への対策として、ヘルパー制度等の外部支援組織の活用の推進及び支援をするとともに、放牧は飼料費の低減による収益性の向上に加え、飼料費の低減による収益性の向上・適度の運動等による受胎率に改善、肢蹄の強化など、牛の生産性の向上に寄与することが期待されることから、飼料費の低減に資するためにも、放牧技術の普及・高

度化等により、既存の放牧地のみならず遊休農地及び利用度の低い水田を活用した放牧を推進します。

### ③家畜衛生及び環境保全

・家畜の伝染性疾病は畜産経営に大きな影響を及ぼすため、その発生予防と蔓延防止への対策として、農場に対して家畜伝染病に関する注意喚起をより徹底するとともに、飼料衛生管理基準の遵守を基本とし、県や関係機関との連携及びワクチン接種等の自衛防疫活動の支援により、防疫措置の徹底等に努めます。万が一、近隣市町を含めこうした疾病が発生した場合は、広島県との重大な動物感染症の発生時の防疫措置の実施に関する協定及び北広島町家畜伝染病防疫対策マニュアルに基づき、迅速かつ的確な措置を講じます。また、畜産経営の持続的発展のためには、環境保全対策の継続的な取り組みが重要であるため、環境に対する町民意識の変化を考慮し、関係機関と連携して、それらを未然に防ぐことに努めます。

### ④畜産クラスターの取り組みと地域の活性化

・地域の関係団体等が連携し、地域ぐるみで畜産の収益性を向上する取り組みを進めることが重要なため、生産コストの低減や生産物の付加価値等による収益力向上を図るため、生産者、関係団体、畜産関係企業等が一体となって、地域全体の畜産の収益性の向上を図る「畜産クラスター」組織の取り組みを推進します。

## (6) 小規模農業者の育成と産直間連携の展開

### ①高齢、小規模生産者等への支援

・産直施設の品揃えの充実や商品の安定供給に向け、雨よけハウス等の支援を推進します。また、農産物の生産及び新規出荷者の確保・定年帰農者などの次世代の育成対策及び出荷技術向上のため、農業講座の取り組みを推進します。

### ②産直間連携の推進・活性化

・農産物の販売先の確保による農業所得の向上を図るため、町内にある都市と農村の交流施設に設置されている産直市と連携を図り、農産品の多品目化、寒暖差を利用した出荷期間の拡大、通年供給等による活性化を図ります。また、SNS等を活用した販売情報の共有体制の構築を図ります。

## (7) 都市と農村の交流促進

・「米どころ北広島町発信プロジェクト」及び「おこめの“わわわ”プロジェクト」等による情報発信及び産直施設等との連携による、体験・交流を図り北広島町の農業・農産物のファンを増やす取り組みを推進します。

(8) 農業と他産業及び町内小中学校との連携

・目的観光地としての北広島町産米魅力発信事業の「おこめの“わわわ”プロジェクト及び観光産業等との連携を行い、本町の豊かな自然に触れるため訪れる人々及びスキー等を楽しむために訪れる人々に対し、農畜産物の提供のみならず、農村の持っている多面的な機能について理解を深めてもらい、本町農業の支援者を増やす取り組みを推進します。また、町内及び近隣の小中高校生に対し、農作物の栽培方法、食べ比べ、農業の大切さ・楽しさ・苦しみ等を学ぶ食育を農業者等と協力して実施します。

(9) 食と農業に関する情報発信

・町内外の消費者に対し、ホームページやSNS等の媒体を利用した個人段階、組織段階、町段階での北広島町産農畜産物の情報発信に取り組みます。

## 5. 農業を支える基盤づくり

(1) 効果的な農業助成制度の適用

・国の経営所得安定対策等の所得対策を基盤としつつ、持続的発展に資する農業構造への円滑な転換、産業としての競争力発揮、多面的機能支払制度・中山間地域等直接支払制度等の維持等に関する補助金及び融資制度が、担い手及び集落営農組織にとって適切かつ効果的に実施されるよう、県をはじめ関係機関と連携を取りながら適用します。

特に、即時には効果の表れない新規就農対策等を始めとする担い手対策については、将来の本町農業及び地域をけん引する優秀な人材確保のために、長期的視野に立ち、切れ目のない適用を図ります。

(2) 農業生産基盤の整備・強化

①再圃場整備の推進

・圃場整備から40年以上経過し、圃場及び農業用施設の老朽化対策及び畦畔管理（草刈り）・水管理の労力削減に向けて、国事業（農地中間管理機構関連農地整備事業等）を活用し、スマート農業技術が十分発揮できる再圃場整備（圃場大区画化・幅広畦畔・ICT活用した水管理・パイプライン化等）を推進します。

②スマート農業の推進

・スマート農業実証試験・情報発信及び現地研修会の開催による、スマート農業の普及啓発を推進します。

・本町に適したスマート農業機械の導入支援を行ない、作業効率の向上・農地集積・栽培面積の拡大を図ります。

③施設の整備・改良等及び防災・減災の推進

・日本型直接支払制度（中山間地等直接支払交付金・多面的機能支払交付金）

活用した、農村環境（農地・水路・農道等）の保全活動及び農業生産活動の維持と適正な農地管理の推進を図ります。

- ・田の排水口に堰板を設置することにより、雨水を一時的に田んぼに貯蓄する「田んぼダム」の取り組みを推進します。

#### ④有害鳥獣対策の推進

- ・防護柵設置等支援による被害防止対策の実施及び農地被害防止の取り組みを推進します。
- ・わな通知システム等の IOT 技術など、捕獲活動に係る負担軽減の取り組みを推進します。
- ・広島県鳥獣対策等地域支援機構（テゴス）と連携した地域ぐるみ対策の推進を図ります。

### （3）農業振興の推進による芸北広域営農団地農道の活用

- ・各地域の稲作・園芸品目・畜産物の生産振興及び地域の新たな担い手の確保等による産地強化の推進と併せ、選果場施設等の近代化施設を利用する、芸北広域営農団地農道を活用した広域流通経路の検討及び町内循環等を推進していきます。また、近代化施設等を利用した販路拡大についても、関係機関と連携しながら、生産者の農業所得向上も含めて取り組んでいきます。

### （4）集落機能の維持と発揮

- ・農業の持続的発展及び定住促進による地域の活性化のためには、集落機能の維持が必要不可欠であり、身近な公的機関及び医療・保健機関、教育の充実、就労の場の確保に向けて、本計画に基づく農業振興策の推進だけでなく、上位計画である北広島町長期総合計画に基づき、他のそれぞれの振興対策との緊密な連携のもと総合的に推進し、地域に根付き、未来を担うひとづくりに取り組みます。

## 第5 施策の推進について

### 1. 関係者と一体となった施策の推進

#### (1) 関係者の適切な役割分担

農業・食料に関する施策は幅広い分野に関係しているため、本計画の推進にあたっては、町はもとより農業者、町民、国、県及び関係団体等の連携を図るとともに、適切な役割分担により、施策を総合的かつ計画的に推進します。

特に、本計画の現場段階での展開においては、県の普及指導機関及び農業協同組合の営農指導担当部局の技術指導員並びに集落の農地の状況を把握している農業委員及び各種関係者が、現場等において積極的に活躍する事が必要不可欠です。

さらに、農家所得の拡大のためには、農業協同組合等の経済団体を始めとする様々な販売関係者等における競争力強化のための戦略的取り組みが重要となります。

町は、これらの機関と緊密な連携をとりながら、それぞれの役割を全うしやすいような環境づくりにより、本計画の施策を推進していきます。

#### (2) 推進体制

町、県、農業協同組合、農業共済組合、酪農組合等の関係機関の担当者及び現場指導者で構成する北広島町農業技術者部会において、各機関の把握する情報及び意見交換及び民間事業者等との連携を行うとともに、本計画に基づく施策に取り組む対象農業者に対し、円滑な事業実施ができるよう適切な相談・指導活動及び支援等を行います。また、本計画を推進し、農業を含めた地域活性化に取り組むため、新規就農者を含めた様々な担い手の人材育成に取り組めます。このため、関係機関及び就農相談員等を構成員とする協議組織等により、新規就農者研修生等の募集及び選考、技術指導、住居及び農地の斡旋及び認定農家等の担い手の経営支援等の総合的な支援に取り組めます。

### 2. 現場ニーズ及び長期的視野に立った施策の推進

本計画に基づいた具体的施策の推進にあたっては、関係機関と連携して、相談及び指導を通じて現場ニーズや情報の把握を行い、的確な施策となるようにするとともに、施策の対象者の主体的な取り組み及び創意工夫が活かせるものとなるよう取り組めます。また、農業振興施策は短期間に効果が表れるものは少なく、継続的な推進が必要であり、特に、人材育成を伴う施策及び再圃場整備等の農業生産基盤の整備事業は、予算措置を含め長期的視野に立った推進を行います。

### 3. 財政措置の効果的な運用

本町の財政状況は厳しいものがあり、限られた財源を有効に活用するため、重要な課題に対して施策の集中化を図る必要があります。

このため、事業の実施にあたっては、計画策定（P l a n）、推進（D o）、点検・評価（C h e c k）、改善（A c t i o n）のP D C Aサイクルにより実行性を高めるとともに、既存の事業の中で不要不急の事業については廃止または見直しを行います。

## 北広島町農業振興計画見直しに関する 検討委員会の開催経過

開催日・場所	出席委員	主 な 内 容
1 1 月 2 2 日 13:30 開会 本庁	7 名	①会長の選出を行った後、町長より諮問を受ける。 ②「北広島町農業をめぐる現状と課題」について協議を行い、幅広く諸課題について議論を行う。
2 月 2 0 日 13:30 開会 まちづくり センター	7 名	①前回の議論を整理し確認した。 ②見直し計画の素案について議論を行う。
3 月 1 9 日 13:30 開会 本庁	5 名	①見直し計画素案について修正を行い、答申案を決定する。 ②町長への答申書提出は会長に一任する。
3 月 2 6 日 9:00 から 本 庁	—	①第4次北広島町農業振興計画・答申書を会長から町長へ手交する。

### 備 考

- 1、北広島町農業技術部会において、広島市農業協同組合、ひろしま農業協同組合及び西部農林水産事務所などの県関係機関より意見を聞いた。

北広島町農業振興計画見直しに係る検討委員会委員

地 域	氏 名
千 代 田	下 岡 道 範
千 代 田	田 村 誠
芸 北	小 川 和 夫
芸 北	市 原 政 則
大 朝	大 畑 和 憲
大 朝	角 甲 正 行
豊 平	宮 崎 英 二
豊 平	多 川 純 利

※ 敬称略